

10 相談系サービスに係る留意事項

13 相談支援の充実等について

(1) 相談支援の充実について

① 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について【関連資料1】

相談支援を担う人材の養成と地域の体制整備による質の高い相談支援を提供するための以下の通り報酬体系等の見直しを行う。

- ・ 基本報酬及び特定事業所加算の見直し
- ・ サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価
- ・ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価
- ・ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価
- ・ 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

関連法令、告示等については所要の手続きを経た後、順次お示しすることとするが、管内の各市町村や事業所等に見直しの内容について周知いただき、令和3年4月以降の円滑な施行のための準備について遺漏なきよう努められたい。

② 相談支援の充実強化及び基幹相談支援センターの設置促進について【関連資料2、3】

相談支援事業については、令和2年4月時点で指定特定・指定障害児相談事業所10,563事業所、従事する相談支援専門員の数は23,729人となっており、相談支援に係る制度改正を行う前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.7倍、従事者数が4.2倍となっている。また、基幹相談支援センター設置市町村数は778/1,741市町村（45%）と年々増加（平成31年4月時点から91市町村増加）してきており、全国的な体制整備が進みつつある状況となっている。

一方、1事業所当たりの相談支援専門員が少ないなど運営体制が脆弱な事業所が多い状況があることから、市町村又は障害保健福祉圏域における相談支援事業所及び相談支援専門員の育成や援助の取組など更なる相談支援体制の充実に向けた取組が求められている。そのため、第6期障害福祉計画の基本指針では、

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援体制の強化の取組の実施

を成果目標として設定し、それぞれの市町村において、地域における相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくこととしている。

市町村においては、第6期障害福祉計画の検討にあたり、相談支援の充実強化についてもあわせて計画的に推進することをお願いするとともに、基幹相談支援センターがこれらの取組の中心となることを想定していることから、基幹相談支援センターを設置していない市町村においては、地

域の相談支援体制の充実を図る観点から基幹相談支援センターの設置を検討されたい。

この検討にあたっては、協議会等を活用した管内相談支援事業者等との官民協働の体制の中での推進をお願いする（障害福祉計画の策定にあたっては法第 88 条第 9 項において協議会の意見聴取に努めることとしている旨にも留意されたい）。

また、地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センター等において計画相談支援等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを令和元年度に作成しており、取組の実施に当たっての参考とされたい。

③ 主任相談支援専門員について【関連資料 4】

平成 30 年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。

主任相談支援専門員の養成については、平成 30 年度及び令和元年度の 2 カ年、国による直接養成を実施してきたところであるが、令和 2 年度以降は、各都道府県において主任相談支援専門員の養成を行っている。

各都道府県においては、地域における人材養成や地域作りの中核を担う人材を早期に養成する観点から、基幹相談支援センターに配置されることが見込まれる主任相談支援専門員を優先的に養成することが望ましく、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成に努められたい。

④ 令和元年度老人保健健康増進等事業について

平成 29 年度老人保健健康増進等事業「相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」及び令和元年度老人保健健康増進等事業「相談支援専門員と介護支援専門員との連携の推進に関する調査研究事業」において、高齢障害者の介護保険移行に関する実態の把握、連携に係る好事例、具体的な取組みについて調査研究を行ったところであり、下記の報告書を参考とされたい。

(※) 先行する取り組み事例から見えた連携のポイント

- ・市町村行政、障害の支援者、高齢の支援者の三者協働の重要性
- ・移行のあり方について検討する場の設定
- ・人材育成における都道府県、専門職団体の役割

https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/dia6ou00000204mw-att/H29_019_2_report.pdf

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/05/koukai_200424_16.pdf

(2) 相談支援従事者研修制度、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修制度について

① 各都道府県における相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の実施については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施について」(令和2年5月13日付け事務連絡)を踏まえて、講義の遠隔化、演習の小規模分散化に取り組んでいただいているところであるが、都道府県においては、遠隔化、小規模分散化を行う際も、研修受講ニーズを踏まえて、研修回数や受講者数等について適切に設定されたい。

特に、サービス管理責任者等研修の実施に当たり、一部の都道府県において、研修受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できない場合があるところのご意見をいただいているところである。各都道府県において設定している研修回数や受講者数等について、管内の研修受講ニーズを十分踏まえ、可能な限り受け入れが可能となるよう適切に実施いただきたい。

また、今回のサービス管理責任者等研修の見直しに伴い、平成30年度までのサービス管理責任者等の研修修了者が資格を更新する場合については、令和5年(2023年)度末までに更新研修を受講する必要がある。

このため、各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で、各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないように、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい。

② 相談支援従事者研修制度の見直しについて【関連資料5】

各都道府県においては、令和2年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施していただいているが、引き続き遺漏なきようお願いする。

③ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直しについて【関連資料6、7】

令和元年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の養成に係る研修制度を見直し、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。

各都道府県においては、新たな研修制度に基づくサービス管理責任者等の養成を円滑に進めていただきたい。

なお、研修制度見直しに伴う経過措置は、関連資料 7 記載のとおりであるので、ご留意いただきたい。

④ 特区告示の令和 3 年 3 月 31 日限りでの廃止について

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(令和元年 7 月 16 日閣議決定)に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置(平成 22 年厚生労働省告示第 340 号)(特区告示)を令和 3 年 3 月 31 日限り廃止することとなった。(令和元年厚生労働省告示第 119 号。令和元年 9 月 19 日公布)

なお、特区告示により読み替えて適用するサービス管理告示に定めるサービス管理責任者資格要件を満たすサービス管理責任者及びサービス管理告示に規定するサービス管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本件告示の規定は、なおその効力を有することとする。

(4) 令和 3 年度における国研修の開催予定について

令和 3 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る国研修の受講者には、これまでの国研修との一定の継続性を保つ観点から、既受講者又は次年度も継続して受講できる者を含めることを要件とする予定である。

また、開催の日程については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

令和 3 年度は、4 日間の研修として実施するが、そのうち 1 日については、研修内容の定着等を図るフォローアップのため、下記日程から一定の期間をあけた上で、オンラインで実施することとするので、ご留意いただきたい。上記フォローアップの日程については後日通知する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、下記の日程における研修についてもオンラインで実施する場合がある。

サービス管理責任者等指導者養成研修会(国研修)

■日時：令和 3 年 6 月 30 日(水)～7 月 2 日(金)

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)

■日時：令和 3 年 9 月 15 日(水)～17 日(金)

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- Ⅰ 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- Ⅱ 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務負担負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- Ⅲ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

[令和3年改定後の段階別基本報酬単価]				
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,464単位	1,864単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,462単位	1,764単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,462単位		1,672単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位

継続サービス利用支援費				
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費		
		現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組み込み
機能強化(Ⅰ)	4名以上		1,213単位	1,613単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上		1,211単位	1,513単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,211単位		1,410単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上		1,260単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

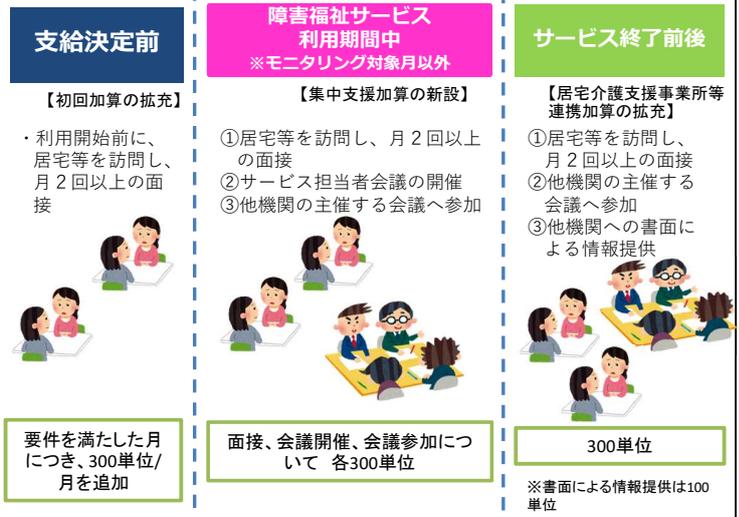
- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
(地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。)



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価(100単位)

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う



③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

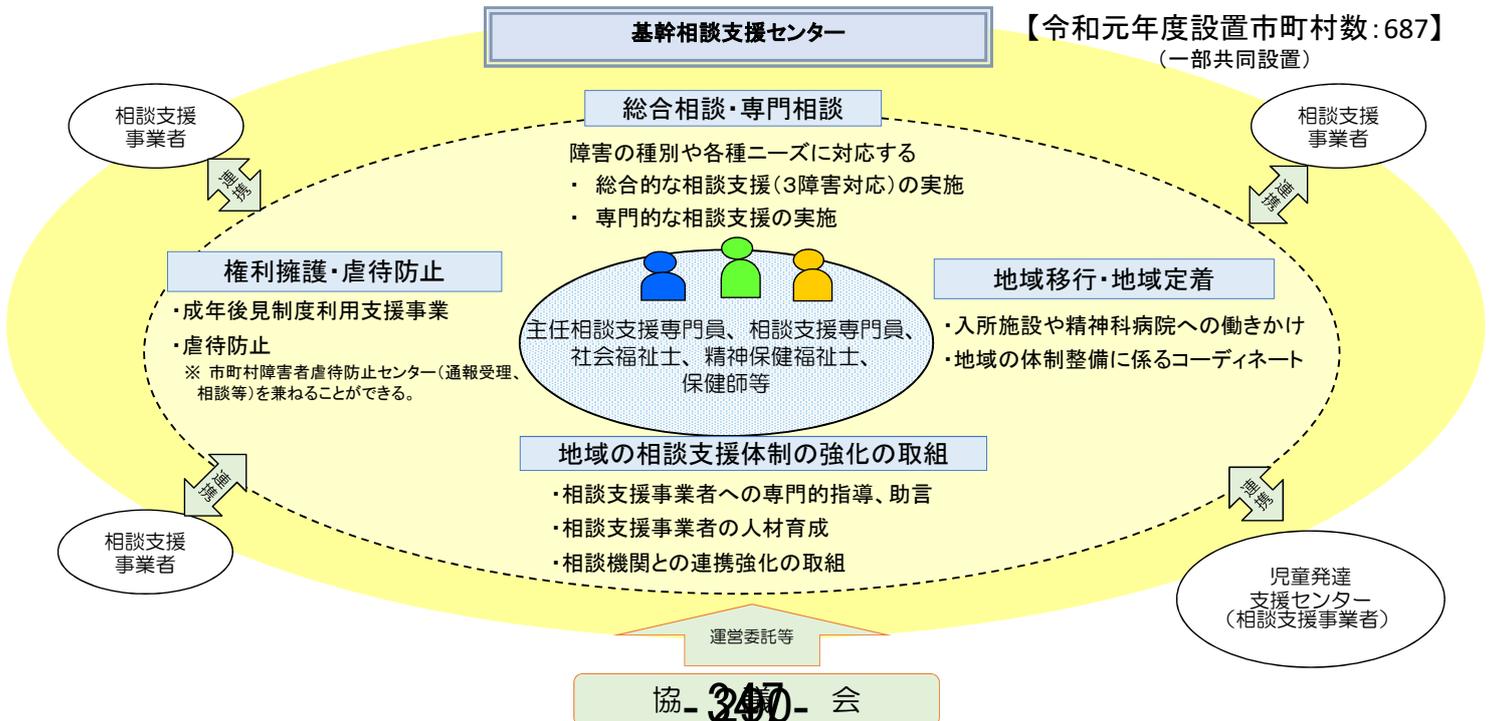
- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管すること可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

関連資料3

現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実にに向けた取組が求められている。



成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

事項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

見直しのスケジュール

関連資料4

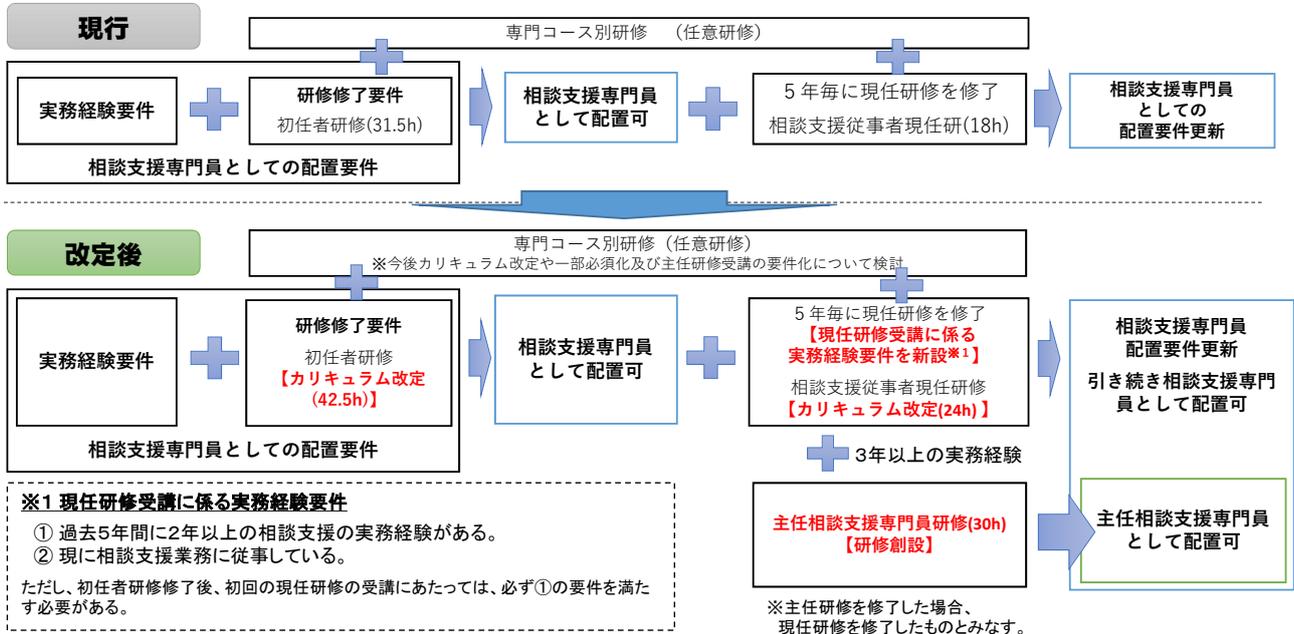
	H29年度	H30年度	R1(H31)年度	R2年度～
初任者研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施			都道府県による新カリキュラムの研修開始
現任研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施			都道府県による新カリキュラムの研修開始
主任相談支援専門員研修	・告示新設 ※報酬告示も見直し	国による研修の実施		都道府県による研修を順次実施

・カリキュラムの告示改正
・新カリキュラムの内容等について周知

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

関連資料5

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要

関連資料6



見直し内容の詳細 (R1.4～)

【現行】	【改定後】
<p>※1 実務経験の一部緩和</p> <p>直接支援業務 10年</p> <p>実務経験を満たして研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年 	<p>直接支援業務 8年</p> <p>※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。</p> <p>基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講</p> <p>【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
<p>※2 配置時の取扱いの緩和</p> <p>研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p>	<p>既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。</p>
<p>※3 研修分野統合による緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○ 修了した分野及び児童発達支援管理責任者へのみ従事可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施 ○ 他分野に従事する際の再受講は必要なし ※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料7

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

<配置に関する実務経験要件>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していても、サービス管理責任者等とみなす。

基礎研修修了後3年間で2年以上の実務
※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。

入職

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要